

◎環境負荷軽減に取り組む農業者を支援します

【令和 7 年度】

瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金のご案内 (環境負荷軽減推進事業)

1 事業の内容

瑞穂町における環境と調和のとれた地域農業の持続的な発展を目指すため、環境負荷低減事業活動に取り組む農業者に対して、環境にやさしい農業資材の購入経費の一部を補助します。

2 事業の対象地域

本補助事業の実施地域は瑞穂町全域とします。

3 交付対象者

補助金の交付の対象となる方は、次の各号のいずれの要件も満たす農業者とします。

- (1) 町の区域内に住所を有する方（法人の場合は、町の区域内に本社を有する法人）で、申請時点で 1 年以上継続して事業を営んでいること。
- (2) 直近の税申告をした者のうち、農産物販売金額が年間 50 万円以上であること。
- (3) 町税に滞納がないこと。
- (4) 補助金の交付後も営農を継続する意思があること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業等、町が公的な補助対象として社会通念上適切ではないと判断する業種を営む者でないこと。
- (7) 国、東京都その他の公的な機関により補助金の交付の対象となる経費に対する補助等をこれまでに受けておらず、かつ、今後も受けないこと。

4 補助金の金額

補助対象経費の1／2以内で、補助限度額は下記のとおりです。

（千円未満の端数は切り捨てます）

○認定農業者及び認定新規就農者 上限額10万円

○農産物販売金額年間50万円以上の販売農家 上限額3万円

5 補助金対象事業

本補助事業において、補助対象とする事業内容、補助対象経費は以下のとおりとします。

（1）補助対象とする事業内容

生分解性マルチフィルム、たい肥及び有機質肥料などの環境と調和した農業生産資材（施設園芸あるいは農地で農業生産に使用する資材）の導入に要する経費

補助対象とする事業内容	仕様等
生分解性マルチフィルム	生分解性プラマーク取得製品であること。収穫後に土壌中にすき込むと、微生物により水と二酸化炭素に分解する資材で、省力化が図れるもの。
生分解性ポット	生分解性プラマーク取得製品であること。苗ポットのまま土中植え込みが可能で微生物により水と二酸化炭素に分解する資材で、省力化が図れるもの。
堆肥	農林水産大臣が指定した46種類の特殊肥料の中の堆肥に分類されるもの。
動物の排せつ物	農林水産大臣が指定した46種類の特殊肥料の中の動物の排せつ物に分類されるもの。
有機質肥料等	（1）有機質肥料 （2）有機質50%以上を含む配合肥料

（2）補助対象経費

補助対象となる経費は、補助対象となる農業生産資材の購入費及び送料とし、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

- ② 交付決定日以降に発生し、対象期間中に支払いが完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

6 補助金対象外経費

「5 補助対象事業」の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象外とします。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 据え付け、設置等のための施工費
- (3) リースによる導入
- (4) 中古品の購入費用（リース品の買取りを含む）
- (5) 補助対象事業として内容及び費用等を明確に特定することが困難な経費（補助事業のみに用途を特定できない資材の購入費等）
- (6) 購入に係る帳簿類（見積書、発注書または契約書、納品書、請求書、領収書、振込控等）や、購入した等の実物を確認できない経費
- (7) 事業期間内（交付決定通知を受領した日から令和7年3月22日）に発注から支払までの手続きが完了しない経費
- (8) 補助事業と同一の事業において他の助成制度による財政的支援を受ける見込みのある事業に係る経費
- (9) その他、社会通念上、補助金の対象とするには不適切と判断される経費

7 申請手続

瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金交付申請書（様式第1号）、実施計画書（別記様式）を作成し、下記の書類を添付し提出してください。

○ 申請に必要な書類

- ・ 瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 購入を予定している農業生産資材等の見積書、カタログ
- ・ 直近の税申告に係る書類

（直近の確定申告書（第一表または別表一）の写し（農業所得用の「青色申告決算書」、「収支内訳書」または「決算報告書」の写しなど）

受付期間：令和7年7月1日（火）から12月26日（金）まで

提出先：瑞穂町協働推進部産業経済課農政係
瑞穂町大字箱根ヶ崎 2 3 3 5 番地
電話：0 4 2－5 5 7－7 6 3 0（直通）

8 交付決定の審査

内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは補助金交付決定通知書により、交付しないものと決定したときは補助金不交付決定通知書により申請者に通知します。

9 補助事業者の責務

本補助事業の採択となった補助事業者は、補助金交付決定通知書に記載している補助条件及び補助事業完了後の義務を遵守してください。

10 注意事項・その他

- （１）瑞穂町補助金交付規則及び瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金交付要綱を遵守してください。
- （２）補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに申請事業を完了し、事業実績報告書の提出ができない場合は補助金の交付ができません。検査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を交付します。
- （３）事業終了後、補助事業に関するアンケート調査にご協力をお願いいたします。

11 問い合わせ先

瑞穂町協働推進部産業経済課農政係
所在地：瑞穂町大字箱根ヶ崎 2 3 3 5 番地（瑞穂町役場 2 階）
連絡先：0 4 2－5 5 7－7 6 3 0（直通）